

国名
セントルシア
在外公館名
在トリニダード・トバゴ大使館（セントルシア兼轄）
情報確認年月日
2019年6月18日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（ <input checked="" type="checkbox"/> は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p><input type="radio"/> 医療用の麻薬及び向精神薬を含め、医薬品を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、事前に許可申請が必要。</p> <p><input type="radio"/> 以下の書類を英文で作成し、薬物検査官 (Drug Inspector) (druginspectorslu@gmail.com) 宛にメール送信すること。通常、5～7業務日で Authorization Certificates が発行される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 診断書のコピー (A copy of the prescription) 2. 医師の登録番号 DEA 番号 (Your physician's registration number and DEA number (Controlled Drug Prescription writing permit/authorization)) 3. 旅行日程 (Dates of travel) 4. 公認薬剤師により適切にラベル付けがされた薬品容器・箱の写真 (Photos of the medication bottles/boxes which should be properly labeled by a Registered Pharmacy) 5. 薬物検査官が求めるその他の書類 (Any other supporting documents requested by the Drug Inspector) <p><input type="radio"/> また、入国時に上記の書類の提示が必要。</p> <p><input type="radio"/> また、入国時に持ち込む医薬品の容器・箱は、写真を撮って送付したとお</p>

りとする必要がある。
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ
なし
参考情報